

令和4年加賀市農業委員会 年次総会・第1回定例総会

令和4年1月28日(金)

年次総会 開会（午後1時30分）

宮下事務局長	ご多用の中、ご参集いただきありがとうございます。 只今より令和4年加賀市農業委員会年次総会を開催いたします。開会に先立ち、宮元市長が皆様にご挨拶を申し上げます。
宮元市長	（市長 挨拶）
宮下事務局長	市長、ありがとうございました。 それでは会議に入ります。 本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち11名の出席を頂いております。 それでは、中村会長にご挨拶をいただき、引き続き議事進行についてよろしく願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）	今年最初の農業委員会定例総会です。皆さん、改めましてあけましておめでとうございます。昨年12月定例総会時点では、コロナ感染は収束しだしていたのですが、今年に入ってオミクロン株感染者が急速に増え、石川県はまん延防止等重点処置対策が取られました。加賀市も感染者が増えています。この株は感染の広まりは早いが、軽症、無症状の人が多いらしいです。現在は第6波が流行していますが、今後第7波もあるのではとされています。そのような状況ですので、新年会は延期としました。時期を見計らって行いたいと思っています。 今日の年次総会では、令和3年度事業報告と令和4年度事業計画を審議し、その後、令和4年第1回定例総会を開催したいと思います。
----------	--

議事録署名員の指名

議長（中村会長）	まず、はじめに議事録署名員の指名をいたします。
----------	-------------------------

9番 西栄委員、10番 加納委員を指名します。

報告第1号 令和3年 加賀市農業委員会事業報告

- 議長（中村会長） それでは、報告第1号 令和3年加賀市農業委員会事業報告について、事務局から報告してください。
- 宮下事務局長 （報告）
- 議長（中村会長） 只今の報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 議長（中村会長） （意見、質問なし）
- 議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、お諮りいたします。
- 報告第1号 令和3年加賀市農業委員会事業報告について、承認することにご異議ございませんか。
- 議長（中村会長） （「異議なし」の声）
- 議長（中村会長） 異議なしと認め、承認いたします。

議案第1号 令和4年加賀市農業委員会事業計画

- 議長（中村会長） 次に、議案第1号 令和4年加賀市農業委員会事業計画について、事務局から説明してください。
- 宮下事務局長 （説明）
- 議長（中村会長） 只今の議案に対してご意見、ご質問等はありませんか。
- 議長（中村会長） （意見、質問なし）
- 議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
- 議案第1号 令和4年加賀市農業委員会事業計画について、適切と思われる方は挙手をお願いします。
- 議長（中村会長） （挙手多数）
- 議長（中村会長） 挙手多数により、適切と認めます。
- 年次総会でご審議いただきます案件は以上です。ほかに何かありませんか。なければ、以上で令和4年加賀市農業委員会年次総会を終了いたします。

年次総会 閉会（午後1時47分）

第1回定例総会 開会（午後1時47分）

宮下事務局長

それでは、引き続き令和4年第1回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお、本日の定例総会に先立ちまして先週の18日に中出委員、前川委員、事務局職員2名計4名で、本日付議いたします転用案件の現地確認調査を行っておりますことをご報告いたします。

それでは、中村会長に引き続き議事進行について、よろしくお願いいたします。

議事録署名員の指名

議長（中村会長）

議事録署名員につきましては、年次総会と同様、9番 西栄委員、10番 加納委員を指名します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してください。

事務局（田町）

説明させていただきます。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図は1ページ、資料2の調査書は1ページです。併せてご覧ください。

加賀市 [REDACTED] から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件、農地の交換の案件ですので2件をまとめて説明します。

この農地の交換案件は、地域の担い手である大規模農業者の譲受人が経営の安定と効率化のため、個人的に土地所有者から借りて農業用ハウスなどを設置利用している農地を、自分の所有する農地と交換するもので、同じ町内にいる農業委員に相談し実現となったものです。一方の土地所有者は、別居している父親が現在農業をしており、以前から手伝いで農作業に従事している状況です。譲受人の経営面積は

	<p>737 アール、 の複合経営をしており、息子さん夫婦が後継者として従事し、法人化経営しております。</p> <p>今回のこの交換は、担い手である農業者にとって経営の安定や効率化の点から必要なものであると思われ、相手方が農地の取得要件を満たさない場合であっても、農業委員の仲介などにより必要と認められる場合は許可することが適切と認められるものであり、これに相当すると思います。</p> <p>この1番の案件は、資料2の1ページの調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、1番の案件が要件を満たし農業委員の仲介があったことから、2番の案件についても許可が適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長）　それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>議長（中村会長）　ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数）</p> <p>議長（中村会長）　挙手多数により適切と認めます。</p>
議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>はい、議案書の3ページから、資料2は2ページからです。</p> <p>加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は利用権の新規が5件、更新が1件、移転が3件、合計55,167㎡の集積計画案です。</p> <p>以上この9件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。</p>

議長（中村会長）	説明は以上です。
議長（中村会長）	それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数）
議長（中村会長）	挙手多数により適切と認めます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、中出委員から報告をお願いします。
中出委員	<p>それでは、報告いたします。去る1月18日に、私と前川委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は、2ページから6ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置し、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置し、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置し、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>4番の転用目的は駐車場建設です。雨水は西側と南側の道路側溝に流す計画です。</p> <p>5番の転用目的は敷地拡張です。雨水は、敷地内に設置する雨水処理施設に浸透させる計画です。</p> <p>以上5件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。

事務局（幸松）

議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は、2ページから6ページを併せてご覧ください。

整理番号1番は[]地内にあり、田1筆、畑1筆、面積計381㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は両親と同居していますが、家族が増えて手狭なため、申請地を父から贈与を受けて自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は[]地内にあり、田、面積238㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は住宅が老朽化したため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は[]地内にあり、田、面積225㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに居住しており、手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は[]にあり、田、面積454㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は[]の経営を行っており、申請地に隣接している[]を購入して開店準備を行っていますが、駐車場が不足しているため、申請地を購入して18台分の駐車場を建設するものです。申請地は四方が店舗等に囲まれている宅地化進行区域にあるため住居連たんになり、第3種農地と判断され原則許可に該当するものと考えます。

5番は[]地内にあり、畑、2筆、面積計408㎡、転用目的は敷地拡張です。譲受人は[]を営んでいますが、従業員の福利厚生のため昨年、申請地の東側にある保養所を購入しました。保養所にはバーベキューや野外で遊ぶスペースがないため、申請地と青ワクの地目が山林、面積134㎡を購入して、保養所敷地の拡張

	<p>を行うものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>挙手多数により適切と認めます。</p>

報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について

議長（中村会長）	<p>次に、報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について、事前に現地確認調査を行っていますので、中出委員から報告をお願いします。</p>
中出委員	<p>それでは報告します。位置図の資料1は7ページから8ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番の転用目的は携帯電話基地局建設です。隣地境界に擁壁を設置し、雨水を西側の水路に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的も携帯電話基地局建設です。隣地境界に擁壁を設置し、雨水を西側の水路に流す計画です。</p> <p>以上2件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p>
事務局（幸松）	<p>説明の前に農地法制限除外の農地の移動届について、ご説明いたします。</p> <p>国、県の事業、市の道路などの事業、鉄道や電気、通信事業者の線路や中継施設などの事業は転用許可の必要はありませんが、農転違反との誤認を避けるため、また農地の移動等について把握するため、転</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>用事業者に届出を求めており、農業委員会総会で報告しております。</p> <p>議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は、7ページから8ページを併せてご覧ください。整理番号1番、2番とも借受人、転用目的が同じですので、併せて説明します。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、田、面積595㎡のうち、138.9㎡、2番は■■■■地内にあり、田、面積1,391㎡のうち163.08㎡です。転用目的は携帯電話基地局の建設、農地区分は農用地区域内農地です。借受人は■■■■を営んでおり、北陸新幹線の乗客が携帯電話等の利用ができるように携帯電話基地局を建設するものです。</p> <p>なお農振除外については、現在手続き中であります。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これで終わります。</p>
---------------------------------	---

報告第 2号 1・1・1 運動の報告について

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第2号 1・1・1 運動による活動報告です。</p> <p>報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員 報告なし）</p> <p>なければ、私の方から報告します。今日の午前中、■■■■さんが、「同町で車の修理関係の仕事をしている人が、父親名義の圃場で修理工場を建てたいそうだが、可能かどうか」と私のところへ相談に来ました。その相談を事務局へ問い合わせたら、できそうなのでそう伝えました。それから、1月14日に常設審議委員会があり、金沢市からの5条案件1件だけでした。これは許可相当で許可されました。皆さんのお手元に昨年11月石川県農業委員会大会であった「農業政策に関する提案及び要請に関する要請」に関する回答を配っております。</p> <p>その他事務連絡について、事務局から報告してください。</p>
---------------------------------	--

事務連絡

宮下事務局長	(資料3により連絡)
議長(中村会長)	ほかに何かありませんか。
田端委員	オミクロン株は大爆発の感染はないと思いますが、油断なく日常生活を過ごしてください。
議長(中村会長)	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和4年第1回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

定例総会 閉会(午後2時13分)